

法案等作成業務の合理化について

I 経緯

平成26年6月に「霞が関で働く女性有志」が「霞が関の「働き方改革」実行に向けた10の提言」の一つとして「法案等立案作業の改善」を提言。

II 対応

当該提言を踏まえ、業務省力化・平準化の観点から、ICTを活用し、法案等関係資料の作成支援等を行うシステムの開発を行うことを決定（「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成26年10月17日））。

（具体的内容）

（1）法令所管府省の確認・認証を経て、国の法令（注1）データベース（以下「法令DB」という。）を確立し、政府内で共有するとともに、国民に正確な法令情報を電子的に提供する。

（注1）法令とは法律、政令（勅令を含む。）、府省令又は規則をいう。

（2）総務省において、一連の法案等作成業務を支援する「法制執務業務支援システム」（以下「e-LAWS」（注2）という。）を開発する。

※ e-LAWSの機能：各府省が作成した「新旧対照表」を改め文作成補助システムへアップロードすると、自動的に「改め文」を作成、官報の電子入稿、改正後の法令の公表 等

（注2）「e-LAWS」とは、法制執務業務支援システム（e-Legislative Activity and Work Support System）の頭文字を取った略称である。

（3）e-LAWSは、平成28年10月を目途に本格運用開始を目指す。

III 期待される効果

- （1）法案等作成業務の省力化・平準化による職員の残業削減
- （2）民間ビジネス等への活用を想定した法令データのオープンデータ化
- （3）テレワークの推進

e-LAWSを用いた新たな業務フローイメージ

改正対象法令のダウンロード、新旧対照表の作成、改め文作成補助システムによる改め文の作成

内閣法制局の「法令審査支援システム」による法案の確認

法案成立・決定
官報入稿

■法令名検索
貸付信託

■所管検索

内閣官房	人事院
内閣府	宮内庁
公正取引委員会	警察庁
金融庁	消費者庁
復興庁	総務省
公営等調整委員会	法務省
外務省	財務省
文部科学省	厚生労働省
農林水産省	経済産業省
国土交通省	環境省
原子力規制委員会	防衛省

法令名中の用語指定 「貸付信託」(略称:有)

法令名完全一致 該当件数 0件
略称法令名検索 該当件数 0件
法令名検索 該当件数 3件

- 貸付信託法施行規則(平成十九年七月十三日内閣府令第四十七号)
- 貸付信託法(昭和二十七年六月十四日法律第九十五号)
- 貸付信託法施行令(昭和二十七年六月二十七日政令第二百一十一号)

旧
旧

法令DBから改正対象法令を特定し、ダウンロード
※ 旧・旧対照表形式

新
旧

ダウンロードした新旧対照表(改正案部分にも現行条文が記載)の改正箇所を傍線を引くとともに、改正内容を入力して新旧対照表を作成

ダウンロードした新旧対照表(改正案部分にも現行条文が記載)の改正箇所を傍線を引くとともに、改正内容を入力して新旧対照表を作成

改め文作成補助システム

- 新旧対照表ファイルをアップロードしてください。
- 改め文の生成処理が終了すると改め文ダウンロードのボタンが表示されます。

作成した新旧対照表を改め文作成補助システムへアップロードすると、自動的に改め文が作成

作成した改め文を、法令審査支援システムを用いて形式チェック、溶け込みチェック等を行った後、溶け込み後の新条文を新旧対照表と確認

内閣法制局における審査

最終稿の確定時点(閣議請議等)でe-LAWSに登録

法案成立・決定

法令番号等を付与し、e-LAWSを利用して改め文を国立印刷局に電子入稿(法律及び政令の場合は内閣総務官室を経由)

※ 議院修正がある場合は、新旧対照表に反映後、改め文を再作成

※ 議員立法の場合は新旧対照表及び改め文を登録

官報公布

修正指示

議院修正等の反映

修正が必要な場合、新旧対照表を修正し、改め文を再作成

*画面及び出力イメージ・各機能は開発中のため変更となる可能性があります。